

令和5年度

# 高松市監査実施計画

(令和5年3月策定)

高松市屋島山上交流拠点施設「やしまーる」



令和4年8月5日に、屋島山上にオープンした「やしまーる」は、屋島の自然や歴史、文化などの魅力を広く発信するとともに、地域資源を活用した交流と学習の機会、憩いとふれあいの場を提供する施設で、自然との一体感を感じられるつくりとなっている。展望スペースからは「日本の夕陽百選」や「夜景百選」に選定された絶景を堪能することができる。

監査課HPにアクセス！



## 高松市監査委員

きだ かずひこ なべしま あきひと そごう のぶたか はるた けいし  
木田 一彦 鍋嶋 明人 十川 信孝 春田 敬司

☎ 087 - 839 - 2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 1 実施方針

監査等の実施方針は、次のとおりとする。

### (1) 経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行が、法令等に基づき適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施し、市の施策の推進や事務改善に繋げる。

更に、市を取り巻く内外の環境や過去の監査結果の指摘事項等の傾向から、発生頻度、リスクが発生した場合の影響等も考慮した上で、よりリスクの高い事業に重点をおいて監査を実施する。

### (2) 市民の視点に立った監査

本市の行財政運営に対する市民の関心に応えるため、市民の視点に立った監査を実施するものとする。

また、行財政運営の透明性を図るため、監査の結果及び監査の結果に対する措置通知等の公表並びに監査に関する情報を、ホームページ等により市民に分かりやすく情報発信する。

### (3) 監査の実効性の確保

監査の実施により、再発防止、事務事業評価結果等の改善に向けた取組を促進するため、過去の監査結果に対する措置状況について検証を行うとともに、指摘等で多く見られた事例等を全庁に対して情報発信を行うことで、職員の業務改善への意識向上を図り、監査の実効性を確保する。

## 2 令和5年度の重点取組事項

### ユニバーサルデザインの考え方に基いた情報提供等について

本市においては、「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」、「高松市ユニバーサルデザイン推進マニュアル」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めている。

基本指針では、取り組むべき分野を「ひとつづくり」「情報・サービス」等の4つに分類しており、そのうち「情報・サービス」の分野では、「専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心がける」とされ、誰にとってもわかりやすい情報提供をすることが求められている。

そこで、令和4年度は、本市が発行している印刷物や公共施設での案内表示等について、ユニバーサルデザインの考え方に基き、誰もが必要な情報をすぐに理解できるよう作成又は標示され、効果的・効率的に提供されているか等の観点から、監査を実施してきたが、2年で全局を一巡させることから、5年度においても、監査対象項目を精査した上で、引き続き、監査を実施する。

※ユニバーサルデザインとは

年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関係なく、最初から、できるだけ多くの人が使用できるよう、製品や環境をデザインすること。

### 3 監査等の種類、実施時期、監査対象等

地方自治法（以下「法」という。）、高松市監査基準等の規定に基づき、次の監査、検査、審査を実施する。

#### (1) 定期監査及び行政監査（法第199条第1項、第2項及び第4項）

##### ア 着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかどうか、また、最少の経費で、最大の効果を挙げているかどうかを主眼として定期監査を実施する。

また、必要に応じて、行政事務の執行（行政監査）についても併せて監査を実施する。

##### イ 実施時期、監査対象等

実施時期	監査対象局名	監査対象事項	議会・市長等への報告及び公表時期
令和5年 4月～6月	都市整備局 行政委員会等※1	・財務に関する事務の執行等 ・行政事務の執行 (令和4年度執行分)	令和5年6月
令和5年 9月～11月	創造都市推進局	・財務に関する事務の執行 ・行政事務の執行 (令和4年度・5年度執行分)	令和5年11月
令和5年11月 ～令和6年2月	教育局 消防局		令和6年2月

※1 監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局

※2 2年で全局を一巡するよう実施する。

#### (2) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

必要に応じて、随時監査（工事等）を実施する。

#### (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

##### ア 着眼点

市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体を対象に、当該財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、所管課が当該団体に対して、適正な指導を行っているかなどを主眼として、監査を実施する。

##### イ 監査対象

100万円以上の補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者を対象とする。

(4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

ア 着眼点

毎月の現金の在高及び出納の係数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査する。

イ 実施方法

前月分を、原則、毎月27日に実施し、翌月に、議会及び市長へ報告する。

(5) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

ア 着眼点

前年度の決算及び証書類その他関係書類の係数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象等

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和5年 6月～7月	公営企業会計	・決算その他関係諸表の計数の正確性 ・予算の執行状況 ・事業の経営状況	令和5年8月
令和5年 7月～8月	一般会計 特別会計		

(6) 健全化判断比率審査、資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項・第22条第1項）

ア 着眼点

前年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象等

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和5年 7月～8月	一般会計 特別会計 公営企業会計 広域連合 地方公社	決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	令和5年8月
	公営企業会計	決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	

### 【 留 意 事 項 】

- 監査委員が必要と認めたときは、追加で資料の提出や作成を求めることがある。また、実地監査の際に、関係職員の同行を求めることがある。
- 本計画で示している監査は、対象事務を所管する局に対してのみ行うのではなく、必要に応じて当該事務の処理に関わった他の局や、事務処理手順等を所管する局に対しても行う。

## 4 監査等の実施体制

監査委員4名で監査等を実施し、監査委員事務局職員が監査委員の命を受け補助するものとする。

## 5 監査の結果報告、公表等（法第199条第9項及び第10項）

監査の結果は、報告書を取りまとめ、議会、市長及び関係執行機関へ提出するとともに、市役所・支所・出張所の掲示場への掲示及び本市公式ホームページに掲載する。

## 6 措置状況の通知及び公表（法第199条第14項）

監査委員が実施した監査結果に基づく措置通知については、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行うよう求めるとともに、毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 7 包括外部監査に伴う事務（法第252条の27～38）

包括外部監査について、監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の業務に支障のない範囲内において、事務局職員に必要な協力を行わせ、当該監査の結果に関する報告の提出があったときは公表する。

また、市長等から当該監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったときは、毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 8 請求等に基づき実施する監査（主なもの）

### （1）住民監査請求に基づく監査（法第242条）

ア 住民が、市長等又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとして、当該行為の是正や市が被った損害の補てんを求める等の請求に対する監査を行う。

イ 請求があった日から60日以内に、その結果を請求人に通知するとともに公表する。

ウ 請求に理由があると認めた場合、市長等又は職員に対し期間を明示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

### （2）住民の直接請求に基づく監査（法第75条）

### （3）議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）

### （4）市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）

## 9 年間スケジュール

6ページのとおり

# 令和5年度 年間スケジュール

監査主 等 の 種 類 ( )	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月																																																											
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																																																															
定期監査及び行政監査	都市整備局 行政委員会等																															創造都市推進局																															教育局 消防局																														
随時監査	必要に応じて実施(工事等)																																																																																												
財政援助団体等監査	100万円以上の補助金等交付団体、出資団体、指定管理者を対象																																																																																												
例月現金出納検査																																																																																													
公営企業会計審査																																																																																													
一般・特別会計審査																																																																																													
健全化判断比率及び 資金不足比率審査																																																																																													
翌年度監査実施計画の策定																																																																																													



編集・発行 高松市監査委員事務局監査課

〒760 - 8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

Tel : 087 - 839 - 2652

Mail : [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

HP : [http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/  
kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/  
kansa.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.html)